第1章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、山城採択地区内の市町及び広域連合立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、山城教科用図書採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町及び広域連合の教育委員会)

- 第3条 協議会は、次に掲げる市町及び広域連合の教育委員会(以下「関係市町等教育委員会」という。)が、これを設ける。
 - (1) 字治市教育委員会
 - (2) 城陽市教育委員会
 - (3) 八幡市教育委員会
 - (4) 京田辺市教育委員会
 - (5) 木津川市教育委員会
 - (6) 久御山町教育委員会
 - (7) 井手町教育委員会
 - (8) 宇治田原町教育委員会
 - (9) 精華町教育委員会
 - (10) 相楽東部広域連合教育委員会

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員20人をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 関係市町等教育委員会の教育長
 - (2) 関係市町等教育委員会がそれぞれ指名する関係市町等教育委員会の委員それぞれ 1名
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後 任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に役員として会長1名、副会長2名及び会計監査2名を置く。

- 2 役員は、関係市町等教育委員会の教育長のうちから互選により選任し、任期は1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、関係市町等教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 3人以上の委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第9条 協議会の会議は、関係市町等教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、第10条の規定により教科用図書を選定する場合は、委員の過半数が出席しなければならない。
- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

- 第10条 教科用図書の選定は、第12条第3項の報告及び京都府教育委員会が作成した 選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決す る。
- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定 すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票 を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第11条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町等 教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由 を通知するものとする。

第4章 調查員

(調査員)

- 第12条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、種目 ごとに1名の代表調査員及び複数の調査員を置く。
- 2 代表調査員及び調査員は、校長及び教員の中から会長が委嘱する。
- 3 代表調査員は、調査員の会議を総括するとともに、見本の送付があった全ての教科 用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、 協議会の会議に報告する。
- 4 調査員は、代表調査員とともに教科用図書の専門的な調査研究を行う。

(公正の確保)

第13条 協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものであってはならない。

第5章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び第12条第3項の資料については、関係市町等教育 委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第6章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する経費は、関係市町等教育委員会の負担とする。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。